

《資料紹介》

諸学連環の興

—奥村郁三著『日本史上の中国』—

岡野 誠

最近評者は、奥村郁三氏の『日本史上の中国—金印・那須国造碑・飛鳥・新律綱領・令集解—』（阿吽社、2015）を再読する機会があり、刊行直後に一読した時とは、ずいぶん異なる印象を持った。

本書で扱われている主題は、地域・時代・内容ともに、評者の守備範囲を遥かに越えるものがあるが、著者が中国法制史を基礎として、多方面に知的活動の場を展開されたものと考え、敢えて筆を執ることとした。ただ本稿は書評を目的とするものではなく、本書の紹介・感想を主とすることとなる。以下において「著者」とは奥村氏を指し、「評者」（必ずしも適当な語でないことは承知しているものの、他に相応しい言葉が見つからぬため使用する）とは岡野を示す。

初めに本書の目次を掲げると、以下のようになる（第一、四、五章が新稿）。

はじめに

第一章 金印は「倭^わ奴^ど國^{こく}」か、倭の「奴^な國^{こく}」か

第二章 那須国造碑の書風

第三章 飛鳥雜纂

第四章 新律綱領と明律

第五章 『令集解』の頻用助字類覚書（奥村郁三・赤井靖子 共編）

本稿では紙幅の都合で、第一、四章に重点を置いて紹介することとしたい。

まず第一章では、後漢の光武帝から授与されたと言われている金印の印文「漢委奴國王」の読み方をめぐって通説を批判する。

今日通説は「かんのわのなのこくおう」と読み、倭の中にある奴（ナ）国の王の印という認識であり、その説は三宅米吉の論文「漢委奴国王印考」（1892）に遡る。

著者があえてこの問題の分析に取り組むのは、関連する主要文献が、金印自体を含めてすべて中国文献を利用したものであるとの認識からである。

論点は多岐にわたり、今それらを一つ一つ紹介することは困難であるが、著者の見解は

「…「かんのワのナのかくおう」と読むには無理があり、「倭奴」国は「ワド」国と読まねばならないということである。」(p.20)の一文に集約されていると思われる。

ワド国という国名は耳慣れないが、三宅論文に対する著者の実証的な批判を読み進めてゆくと、読者はかつて学校で学んだ知識が徐々に崩れてゆくことを感じざるを得ない。

著者によれば、王印は正式な職印であるため、叙事的あるいは説明的修飾語が入る余地はなく、そのため通説の如く「ワの」を「ナ」に係る説明的修飾語ととることを、王印の書式・本質からありえないものと否定する。

つぎに倭の国名については、「…文献の示すところは『金印』『後漢書』『隋書』『北史』『梁書』(…)から『通典』『新・旧唐書』に至るまで、後漢時代に中国に現われた倭に対する認識は一貫して「倭奴國」であって、「奴國」ではない。」(p.43)と言う。

ただ後漢の安帝永初元年には、記録上「倭面土國」(北宋本『通典』等)が朝貢したことが明らかである。さらに「魏志倭人伝」の記述から、卑弥呼の「親魏倭王」の受爵を境として、以後「倭(国)」として表記は定着し、統一されることを指摘する。そして著者は、「かくて、「倭奴國」から永初元年の「倭面土」を挟んで最後に「倭國」と文献上の表記が統一される。」(p.48)との見解に至るのである。

他方通説が主張する「奴國」については、「…漢代に「奴國」があったという根拠は見当たらないのである。すなわち「魏志倭人伝」で魏の時代の倭の国の内部諸国にふれた部分にだけ複数の「奴」国がある。中国文献(金印も中国文献である)では中国と朝貢関係があった国として「奴國」なる国は一切現われない。」(p.51)と明確に否定する。

著者の見解では、複数の「奴」国が魏の時代の倭の国の内部の諸国中に現われることは事実であるが、中国との朝貢関係は全く認められない。従って後漢時代に、朝貢国として「奴國」が出現することは考え難いという結論になる。

著者が本論文中で言及されているように、「ワド」国の読み方自体は、占部兼方の『釈日本紀』にすでに記されている。また評者の知る限りでは短文ながら福永光司「漢倭奴國王」の読み方(同『「馬」の文化と「船」の文化』人文書院、1996)、富谷至「親魏倭王一称号が語る日中交渉―」(同『四字熟語の中国史』、岩波新書、2012)⁽¹⁾にもある。しかし関連史料を網羅し(本論文には「史料」全13頁を付す)、徹底的に考証を尽くしたのは本論文をもって嚆矢とするのではないだろうか。今後通説を支持する研究者達から、日・中の史料に基づいた全面的反論が展開されることに期待したい。

一点疑問を述べるならば、著者は「倭奴」国は倭語による自らの呼称を、当時の中国

人が漢字音で表記したのであると理解でき」(p.29)と述べている。そうであれば、「倭奴」と表記された元の倭語がどのようなもので、いかなる意味を有したのだろうか。

著者が引用された「倭面土」は倭の朝貢の使者が述べた「ヤマト」に由来すると思われるが、「倭奴」もそれと同じ国名を一部省略して書き写したものであろうか。あるいは別の可能性として、『漢書』地理志に「倭人」の語があることから、その蔑称として「倭奴」国としたことは考えられないであろうか。こちらは倭の使者が述べた自らの国名とは関係なく、後漢の側の認識・呼称をそのまま倭の国名とし金印に刻んだことになる。

第二章は、内藤湖南・乾吉父子の、歴史(史料)に対する科学研究方法を「那須国造碑」(700 立碑)の分析に応用したものである。

著者によれば、同碑に刻まれた文字の筆法の検討から、同時代の朝鮮半島の書を学んだ可能性を大としつつも、もし仮に中国からの直輸入であったならば、北魏正光年間以降の書であり、それ以前の隷書を学んだ形跡はないとする。著者の書学(碑学も含めて)に対する深い造詣を窺うことができる一文である。

第三章は、『あすか古京』誌に掲載された文章から九篇を再録したものである。「飛鳥古京を守る会」会員を対象として、日本古代史と中国史・中国法制史に関わるテーマが選ばれているが、必ずしも入門的・啓蒙的とばかりは言えず、研究報告に近い内容のものも含まれている。「七出と三不去」が礼と法を論じ、「祓いの話」が日・中の原始法の類似性を指摘するなど、中国古代法史を学ぶ者にとっては、示唆に富む文章と思われる。

第四章は、日本近代の代表的刑法典である『新律綱領』の歴史的な性格を、明律との比較において検討した論文である。ただその方法は、唐律と日本律、唐律と明律、日本律と『新律綱領』、明律と『新律綱領』の四方面から、それぞれの原理・原則を比較するという、多元的な構造をもつ独自のものである。

すなわち第一節では日本律令と中国律令が原理・原則を同じくするものとして、①法の二大分類基準、②名例律の設置、③五刑の採用、④「罪刑法定主義」規定の採用を挙げ、日・中間で異にするものとして、①日本は中国の「宗法」を受け入れていないこと、②祭祀実行の官職組織の相違を指摘する。そして第二～五節において、頒布の形式、編目構成、刑名の比較、「罪刑法定主義」の比較に焦点を絞り、唐律・日本律・明律・『新律綱領』の原理・原則の関連性と同異を明らかにしてゆく。

著者は結論として、『新律綱領』は明清律の体系を導入しようとはせず、明治13年の旧刑法の制定という一大変化への準備をしつつ、体系上の不完全さを承知の上で、過渡期の

法に徹したものとその歴史的役割を評価する。このような見解は、従来の研究とはかなり異なる上に、それを史料的・理論的に解き明かしたことに、評者は驚き且つ高く評価するものである。

なお本論文には 21 にも及ぶ詳細な注が附加されている。それらの多くが中国法制史の重要論点についての整理・解説に充てられていて、研究上大変有用と思われる。

第五章は、日本古代史・古代法史の重要史料である『令集解』に頻出する助字類を集め、先行研究を参照しつつそれらの用法を検討したものである。著者の訓詁学に対する深い関心と学識を知ることができる。

本書を再読した時、評者の脳裏に「諸学連環、相い響き相い照らす。」と言う一句が自ずと浮かんだ。これに典拠はないが、日本最初の哲学者西周の造語である「百学連環」を下敷とする。この場合の連環は、鎖の如く一本に繋がるイメージではなく、むしろ知恵の環のように、相互に複雑に連結する様を想定したい。

本書は各章の主題から、著者の余技のように思う人々があるかも知れないが、著者自ら「まえがき」において「著者の専攻とする中国法制史の直接的専著とはいえないかもしれないが、集めてみれば著者の研究生生活の実践面の軌跡が赤裸々なかたちで表われたように思える。」(p.3) と記されているように、重要な著作であることに違いない。

本書は、日本（古代・近代を主とする）の歴史・国家・法史・文物・思想・習俗等を鏡として、そこに映る或いは関わる中国の在り様・本質を論じたものと思われる。驚くべきはその研究方法の多彩なことである。すなわち伝統的な書誌学・校勘学・書学・訓詁学等から、比較法学・さらには新たな実験的分析方法まで採用されている。その背骨には、内藤湖南・乾吉⁽²⁾ 父子伝来の学問が貫徹していると思われる。評者は本書の主題の他、これらの個別的方法及び方法論からも多く学ぶことができた。

さらに本書では、著者が長い研究生生活の中から修得した研究上の原則や論文作成の要諦が、さりげなく語られていて、それらに出会うたび驚きと喜びを禁じ得なかった。

それらの一部を以下に掲げたい。

「…あらかじめ自己の構想や主張の枠組みを作って、それに合わせて原典を改訂したり読んだり解釈したりしてはならない。」(p.19)

「史料は現物の存在を予見し、現物は史料を確実にする。」(p.34)

「…我が国の古書に引用された中国古典籍逸文が片々たる一句でも重要な意味をもつのである。」(p.38)

「…陳垣氏は『校勘学积例』（一九三一年序、中華書局、…）でその方法をまとめて「校勘学」四則を説いた。対校法・本校法・他校法・理校法である。…なかでも理校などはもっとも難しく、校勘の結果たる是非の判断で、校訂者の学殖の深淺が問われるところである。…校勘は単なる字比べではない。」（pp.38～39）

「…史料を認識するのに推定や憶測は避けられない場合があるとしても、それには推定する合理的根拠が必要であろうし、おのずと限界もある。」（p.51）

これらの至言の解説は無用であるが、こうした言葉にふれることができることも、本書一読の効用であろう。

なお著者の研究の歩みを知る上で「聞き書き・わが国における法史学の歩み（7）奥村郁三先生にお聞きする」（『同志社法学』59－1、2007）は極めて重要な資料である。これは企画・進行の岩野英夫氏、聞き手の川村康・松田恵美子両氏の協力の下、奥村氏が自らの研究を詳しく語られた貴重なものであるが、四者の息がぴったりと合った上に、奥村氏の周到な準備、気力横溢の様が窺え、大変優れた記録となっている（評者としては、この「聞き書き」を本書の附録として再録して欲しかったとも思う）。

最後に指摘したいこととして、著者は第四章の総括の中で、対象への「学術的興味」（p.205）を吐露されている。これこそ本書の魅力を解き明かす重要なキーワードであろう。学術的興味は即ち知的関心であり、「知」は本質的に深く探究し、遠く広く越境し、そして高く理論を築くものである。読者は本書の此处彼処に、奥村氏がたどられた知的探究の軌跡を見ることができるであろう。評者のこの拙文に「諸学連環の興」としたのはその意味に他ならない。

- (1) その後富谷至氏は『漢倭奴国王から日本国天皇へ—国号「日本」と称号「天皇」の誕生—』（臨川書店、2018）で、倭奴国説を展開する。ただし奥村氏の著作を参照されたかどうかは不明である。
- (2) 日本の東洋法制史の研究史において、内藤乾吉氏の占める位置は極めて高く独自である。ただ残念なことに、内藤氏の人と学問について書かれた文献は多いとは言えない。評者としては、内藤氏に直接学ばれた八重津洋平・奥村郁三両氏に、ぜひ執筆していただきたいと念願している。なお近年、趙晶「論内藤乾吉的東洋法制史研究」（『古今論衡』第32期、中央研究院歴史語言研究所、2019、台北）が公表された。